

# ゴミ減量化が赤信号

## せつかく減らしたのに、また増えはじめた

ゴミ減量化について、は本市でも生ゴミを減らすために「段ボールコンポスト」の普及を勧めたり、以前にはなかった「雑紙」を資源化するなどとして、一定の成果を上げてきており、市長も23年の6月議会の所信表明で「市民の皆様の御協力により、着実に成果が出てきており、可燃ごみは、市民1人あたりの排出量に換算すると、年間約6キログラムが削減され、平成23年度は前年より1,687万4千円の可燃ごみ処理費の削減につながりました。」と評価しております。

しかしながら、いったん減っていたゴミ排出量は、今年度を見ると減量化を推進する前の数値に戻っています。下のグラフは平成21年度からの可燃ゴミの中央環境センターへの搬入量（24年度は4月から12月までの1ヶ月平均を年間ベースに直したもの）ですが、24年度は残念ながら、70

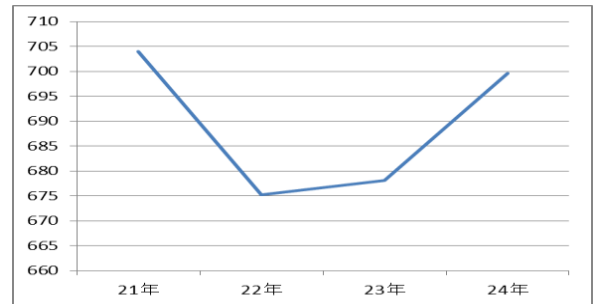
0トンとなっており、ゴミ減量化をすすめる前の水準に戻っております。

今、吉野川市のゴミ処理は阿波市にあるゴミ処理場の中央環境センターで焼却していますが、ゴミを『溶かす』ぐらいの高温で処理するため天然ガスと電力を大量に消費しています。そのため一トンあたりの処理費用は38,336円（23年度）でした。

しかし昨年は天然ガスが高騰し、さらに今年は電気料金の引き上げが確実なため、一トンあたりの処理費用は40,000円を超えると予想され、いよいよゴミ減量化は重要です。

市、指定のゴミ袋には三キロから五キロのゴミが入りますが、仮に五キロなら処理費は200円かかることとなります。ゴミ減量化の取り組みは、中央環境センターへの分担金を減らすこととなります。市は気を緩めずゴミ減量化に取り組むべきです。

21年度からの可燃ゴミの搬入量



一袋の燃やす費用200円



# 吉野川市 殴る、蹴るの体罰なし

## 教育委員会が調査結果を発表

学校での体罰が社会問題になっています。徳島県の教育委員会が行った調査によると、吉野川市では、教員が生徒を「殴る、蹴る」といった体罰はありませんでしたが、生徒を長時間立たせた体罰が一件あったことがわかりました。

学校教育法では第十一条に「校長及び教員は、教育上必要がある、と認めるときは、文部科学大臣の定

めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定められております。

ここで言う体罰とは、  
一、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る・蹴るの類）は体罰に該当する  
二、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（端坐・直立等・特定の姿勢を長時間にわたって保持させる）は体罰に該当する

以上のように、学校において体罰は禁止されており、もし体罰があれば犯罪になります。殴ったり、蹴ったりすれば暴行罪、怪我をさせれば傷害罪。体罰の結果、生徒が自殺すれば、傷害致死罪に問われる可能性があります。また、部活動などで試合に負けた罰として校庭を何周もランニングさせる行為は、程度次第では強要罪になります。体罰を正当化することはできません。市の教育委員会は吉野川市で体罰が行われないよう指導します。

以上、高木純の三月議会の一般質問より抜粋

# JUN通信

高木 純の市政だより



市議会議員

高木 純